

## ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月16日法律105号 改正平成18年6月14日法律68号

### 大気排出基準（施行令第一条関係）

特定施設の種類の種類		排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
		新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上、 又は焼却能力が 50 kg/h 以上)	4t/h以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h未満	5	10
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上)		0.5	5
焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の 製造の用に供する焼結炉（原料の処理能力が1t/h以上）		0.1	1
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、 集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供す る焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（原料の処理能力が0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニ ウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じた ものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解 炉、乾燥炉（焙焼炉、乾燥炉：原料の処理能力が0.5t/h以上、溶解炉： 容量が1 t 以上）		1	5

注：既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が2m<sup>2</sup>以上、又は焼却能力200 kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

水質排出基準（第一条の二の関係）

特定施設の種類	排出基準（pg-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・ カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・ 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設</li> <li>・ アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</li> <li>・ カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設</li> <li>・ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 廃棄物焼却炉（火床面積0.5m<sup>2</sup>以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設</li> <li>・ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設</li> <li>・ フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設</li> <li>・ 水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設</li> <li>・ 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>	10

## 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定法の補法に関する省令

平成12年1月14日厚令1号

ばいじん・焼却灰その他の燃え殻の処理基準

特定施設の種類	基準値
廃棄物焼却炉	3ng-TEQ/g

## ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日環告68号 改正 平成14環告46・平成21環告11

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1000pg-TEQ/g以下

備考：

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。